

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

資料 1-2

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	第 1 章 総則	第 1 章 総則	
2	<p>第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農林水産省関東農政局 (静岡支局)</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> <p>(5) 国土交通省中部地方整備局 (浜松河川国道事務所)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>第 3 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農林水産省関東農政局 (静岡県拠点)</p> <p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> <p>(5) 国土交通省中部地方整備局 (浜松河川国道事務所)</p> <p><u>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>○名称変更による修正</p> <p>○県地域防災計画（共通対策の巻）の修正に伴う修正</p>
7	<p>第 4 節 磐田市の自然的条件</p> <p>1 位置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 面積、人口、世帯数</p> <p>ア 面積 1 6 3 . 4 5㎢</p> <p>イ 人口 <u>1 7 0 , 4 1 9人</u> (平成 2 8 年 1 2 月 末 現 在)</p> <p>ウ 世帯数 <u>6 5 , 7 5 0 世帯</u> (平成 2 8 年 1 2 月 末 現 在)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第 4 節 磐田市の自然的条件</p> <p>1 位置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 面積、人口、世帯数</p> <p>ア 面積 1 6 3 . 4 5㎢</p> <p>イ 人口 <u>1 7 0 , 2 3 4人</u> (平成 2 9 年 1 2 月 末 現 在)</p> <p>ウ 世帯数 <u>6 6 , 6 2 9 世帯</u> (平成 2 9 年 1 2 月 末 現 在)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>○時点修正</p>
9	<p>第 5 節 予想される災害と地域</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 土石流、地すべり、がけ崩れ</p> <p>本市における土砂災害警戒区域は <u>262 箇所</u>が指定 (平成 27 年度末現在) されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域に指定されていない土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>第 5 節 予想される災害と地域</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 土石流、地すべり、がけ崩れ</p> <p>本市における土砂災害警戒区域は <u>270 箇所</u>が指定 (平成 28 年度末現在) されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域に指定されていない土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>○時点修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
10	<p>7 原子力災害</p> <p>原子力災害については、御前崎市に中部電力株式会社浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。市では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力発電所から概ね半径 31 km 以内の範囲の区域を「<u>緊急時防護措置</u>」を準備する区域（UPZ）」とし、UPZ の区域に全部又は一部が存する自治区を原子力災害対策を重点的に充実すべき地域としている。なお、原子力災害に対する災害対策等については、原子力災害対策編として別途定める。</p> <p>8 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 災害予防計画</p>	<p>7 原子力災害</p> <p>原子力災害については、御前崎市に中部電力株式会社浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。市では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力発電所から概ね半径 31 km 以内の範囲の区域を「<u>緊急 防護措置</u>」を準備する区域（UPZ）」とし、UPZ の区域に全部又は一部が存する自治区を原子力災害対策を重点的に充実すべき地域としている。なお、原子力災害に対する災害対策等については、原子力災害対策編として別途定める。</p> <p>8 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 災害予防計画</p>	<p>○原子力災害対策指針の改正に伴う修正（「時」を削除）</p>
12	<p>第 2 節 河川災害予防計画</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>(1) <u>市</u>は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第 3 節 2 を参照。以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、<u>洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u>について定めるものとする。</p> <p>(2) <u>市</u>は、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。</p> <p><u>ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。</u></p> <p><u>イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑か</u></p>	<p>第 2 節 河川災害予防計画</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 浸水想定区域の指定に伴う実施事項</p> <p>(1) <u>磐田市防災会議</u>は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第 3 節 2 を参照。以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、<u>次に掲げる事項</u>について定めるものとする。</p> <p><u>ア 洪水予報及び水位到達情報の伝達方法</u></p> <p><u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>ウ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）であって、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>オ その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p> <p>(2) <u>磐田市防災会議</u>は、<u>磐田市地域防災計画</u>において、(1)エに掲げる事項を定めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織</p>	<p>○誤字の修正</p> <p>○字句の修正</p> <p>○水防法第 15 条（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定を(1)から(3)までに振り分け、記載内容を整理するとともに、現在のところ市内に対象施設のない地下街等、大規模工場等に関する記述を削除する。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p><u>つ迅速な避難の確保が必要なもの。</u></p> <p><u>ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。</u></p> <p>(3) 市長は、<u>地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について</u>住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、浸水想定区域内の<u>地下街等及び要配慮者利用施設は、資料8-02<浸水想定区域内地下街等・要配慮者利用施設一覧表>のとおりである。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u>なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、資料8-02<浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表>のとおりである。</p> <p>(3) 市長は、<u>磐田市</u>地域防災計画において定められた<u>(1)に掲げる事項を</u>住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</u></p> <p><u>(1) 磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>(3) 市長は、(2)による指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</u></p> <p><u>(5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるとともに、自衛水防組織を置いた</u></p>	<p>○水防法第 15 条の 3(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)の規定を追加し、記載内容を整理するとともに、当該施設に対する避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改められたことを記載する。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
15	<p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策）</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 土砂災害緊急情報</p> <p>国土交通省は、河道閉塞によるたん水を発生原因とする土石流又は河道閉塞によるたん水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県においては、<u>地滑り</u>による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(2) 警戒 <u> </u> 体制</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>市は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設で、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警戒の伝達に関する事項を定める。</u>なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、資料8-06<土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧表>のとおりである。</p>	<p><u>ときは、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告しなければならない。</u></p> <p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策）</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 土砂災害緊急情報</p> <p>国土交通省は、河道閉塞によるたん水を発生原因とする土石流又は河道閉塞によるたん水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県においては、<u>地すべり</u>による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(2) 警戒<u>避難</u>体制</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>磐田市防災会議は、磐田市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>(ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>(エ) 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>(オ) 救助に関する事項</u></p>	<p>修正要旨</p> <p>○字句の修正</p> <p>○土砂災害防止法第8条の見出しに合わせた修正</p> <p>○土砂災害防止法第8条（警戒避難体制の整備等）の規定に合わせて、記載内容を整理する。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
16	<p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 情報の収集 (略)</p> <p>(4) 情報の伝達 (略)</p> <p>(5) 雨量の測定 (略)</p> <p>(6) 警戒又は避難を行うべき基準の設定</p>	<p><u>(カ) (7)から(オ)に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>エ 磐田市防災会議は、磐田市地域防災計画において前記ウ(エ)に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</u></p> <p>なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、資料 8-06<土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧表>のとおりである。</p> <p><u>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</u></p> <p><u>ア 磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>イ 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、アに掲げる計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>ウ 市長は、イに掲げる指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公示することができる。</u></p> <p><u>エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、アに掲げる計画で定めるところにより、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</u></p> <p>(4) 情報の収集 (略)</p> <p>(5) 情報の伝達 (略)</p> <p>(6) 雨量の測定 (略)</p> <p>(7) 警戒又は避難を行うべき基準の設定</p>	<p>○土砂災害防止法第 8 条の 2（要配慮者利用施設の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）の規定を追加し、記載内容を整理するとともに、当該施設に対する避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施が義務付けられたことを記載する。</p> <p>○見出し記号の繰り下げ</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
17	<p>(略)</p> <p><u>(7)</u> 避難、救助</p> <p>(略)</p> <p><u>(8)</u> その他の措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(9)</u> 防災意識の普及</p> <p>(略)</p> <p><u>(10)</u> 土砂災害に対する防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>(11)</u> 緊急時の警戒避難を促すため住民に周知すべき事項</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(8)</u> 避難、救助</p> <p>(略)</p> <p><u>(9)</u> その他の措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(10)</u> 防災意識の普及</p> <p>(略)</p> <p><u>(11)</u> 土砂災害に対する防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>(12)</u> 緊急時の警戒避難を促すため住民に周知すべき事項</p> <p>(略)</p>	
19	<p>第 1 0 節 通信施設等整備計画</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 整備計画</p> <p>災害時における情報収集の迅速化を図るため、防災行政無線（同報系、移動系）、消防無線等の充実を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。なお、市町村合併に伴う同報系防災行政無線の周波数統合についても早急に整備する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線、<u>警察業務無線の活用のほか、アマチュア無線免許取得者の協力を得て</u>、災害時に活用できるよう協力体制を整えるものとする。</p>	<p>第 1 0 節 通信施設等整備計画</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 整備計画</p> <p>災害時における情報収集の迅速化を図るため、防災行政無線（同報系、移動系）、消防無線等の充実を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。なお、市町村合併に伴う同報系防災行政無線の周波数統合についても早急に整備する。</p> <p><u>災害時に孤立が予想される地域については、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</u></p> <p>また、有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線<u>など</u>災害時に活用できるよう協力体制を整えるものとする。</p>	<p>○県地域防災計画（共通対策の巻）の修正に合わせ、孤立防止対策について、災害時の協力体制を現状に合わせた内容に修正する。</p>
26	<p>第 1 7 節 住民の避難誘導體制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難誘導體制の概要</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 避難情報と住民の安全確保措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等</p>	<p>第 1 7 節 住民の避難誘導體制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難誘導體制の概要</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 避難情報と住民の安全確保措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
27	<p>により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での安全確保措置（待避・垂直避難）</u>等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>ウ <u>屋内での安全確保措置等</u>は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>※避難情報と住民に求められる行動に関する表（略） (4)～(6)（略）</p> <p>第18節 防災のための調査研究 1・2（略） 3 災害発生状況調査 <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(1) 風水害 過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、<u>国又は県が作成した浸水想定区域図を基に、洪水ハザードマップ</u>を作成し、今後の防災対策の資料とする。</p> <p>(2) <u>地すべり、山・がけ崩れ</u> <u>地すべり、山・がけ崩れによる災害の面から見た基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</u></p> <p>(3) <u>火災</u> 火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。</p>	<p>により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」</u>への移動又は<u>「屋内安全確保」</u>を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>ウ <u>「屋内安全確保」</u>は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>※避難情報と住民に求められる行動に関する表（略） (4)～(6)（略）</p> <p>第18節 防災のための調査研究 1・2（略） 3 災害発生状況調査</p> <p>(1) <u>地震</u> <u>過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</u></p> <p>(2) <u>津波</u> <u>過去の主な津波災害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の基礎とする。</u></p> <p>(3) 風水害 過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、<u>浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(4) <u>大火災</u> 火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。</p>	<p>○防災基本計画の改正に伴い、避難情報が発令された場合の避難地への移動に関する語句を修正する。</p> <p>○県地域防災計画（共通対策の巻）の修正に合わせ、熊本地震等の活断層型の地震への対策や、災害発生状況の調査を自然災害全般について実施することなどを記載する。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
31	<p>第 2 4 節 要配慮者支援計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者支援体制の整備</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者に関する措置</p> <p>ア 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）<u>を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u></p>	<p>第 2 4 節 要配慮者支援計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者支援体制の整備</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者に関する措置</p> <p>ア 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）<u>の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>○防災基本計画の改正に伴い、市庁舎が被災したとしても避難行動要支援者名簿が活用できるよう適切に管理することを記載する。</p>
32	<p>イ 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。<u>また、避難行動要支援者名簿については、</u>地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p><u>ウ 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会等</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意を<u>得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>イ 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。</p> <p><u>ウ 市は、</u>地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、<u>避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会その他の避難支援等の実施に携わる関係者）</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意を<u>得ることにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じて提供するものとする。</u></p> <p><u>オ ウにより名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生じる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 観光客の安全確保</u></p> <p><u>市は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を推進するものとする。</u></p>	<p>○県地域防災計画（共通対策の巻）の修正に合わせ、避難行動要支援者本人の同意の取扱いに関する記述を整理する。</p> <p>○県地域防災計画（共通対策の巻）の修正に合わせ、外国人を含めた観光客の安全確保に関する記述を追加する。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
50	<p><u>(追加)</u></p> <p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 7 節 避難救出計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>福祉避難所、2 次的避難所</u></p> <p><u>市は、要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。また、市は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努めるものとする。</u>指定福祉避難所は、資料17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <p><u>なお、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受入れるため、県が指定する避難所への受入れを知事に要請する。この避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を、原則として 7 日以内の期間受入れ、健康を回復させることを目的とした 2 次的避難所である。</u></p>	<p><u>(10) 要配慮者利用施設における避難確保措置等</u></p> <p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害から避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 7 節 避難救出計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>福祉避難所</u></p> <p><u>ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</u></p> <p><u>イ 市は、避難行動要支援者の要配慮特性に応じ、すべての避難行動要支援者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</u></p> <p><u>ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>エ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</u></p> <p><u>オ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</u></p> <p><u>(8) 2 次的避難所</u></p> <p><u>ア 2 次的避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活</u></p>	<p>○水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成、避難訓練の実施状況等を定期的に確認することを追加する。</p> <p>○県地域防災計画（共通対策の巻）の修正に合わせ、福祉避難所と 2 次的避難所の定義を明確にするるとともに、その指定や確保等に関する内容を記載する。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
51	<p>(8) 避難所の安全管理 (略)</p> <p>(9) 車中泊など避難所外避難者への支援 (略)</p> <p>(10) 避難所の早期解消 (略)</p> <p>(11) 知事等への報告 (略)</p> <p>(12) 広域避難・広域一時滞在 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>の長期化により健康に支障を来すと判断される者を、原則として7日以内の期間受入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</p> <p><u>イ 市及び県は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</u></p> <p><u>ウ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</u></p> <p>(9) 避難所の安全管理 (略)</p> <p>(10) 車中泊など避難所外避難者への支援 (略)</p> <p>(11) 避難所の早期解消 (略)</p> <p>(12) 知事等への報告 (略)</p> <p>(13) 広域避難・広域一時滞在 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>○見出し記号の繰り下げ</p>
54	<p>第9節 食料供給計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、災害により日常の食事に支障がある被災者に対して必要な食料品を確保し、支給するため災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第9節 食料供給計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、災害により日常の食事に支障がある被災者に対して必要な食料品を確保し、支給するため災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p><u>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>○防災基本計画の改正に伴い、物資調達に関する留意事項等を追加する。</p>
56	<p>第10章 衣料、生活必需品その他の物資供給計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手することができない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、物資の供給に支障のない</p>	<p>第10章 衣料、生活必需品その他の物資供給計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手することができない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため災害救助法に基づいて行う実施事項を定め、物資の供給に支障のない</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
60	<p>よう措置することを目的とする。 <u>(追加)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第12章 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 1・2 (略) 3 実施方法 (1)～(4) (略) (5) 要配慮者への配慮 応急仮設住宅への受入れにあたっては要配慮者に十分配慮するものとする。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供にも十分配慮するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(6) (略) 4・5 (略)</p>	<p>よう措置することを目的とする。 <u>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第12章 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 1・2 (略) 3 実施方法 (1)～(4) (略) (5) 要配慮者への配慮 <u>ア</u> 応急仮設住宅への受入れにあたっては要配慮者に十分配慮するものとする。 <u>イ</u> 特に、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。 <u>ウ</u> 要配慮者に向けた情報の提供にも十分配慮するものとする。 <u>エ</u> <u>応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u></p> <p>(6) (略) 4・5 (略)</p>	<p>○防災基本計画の改正に伴い、物資調達に関する留意事項等を追加する。</p> <p>○防災基本計画の改正に伴い、応急仮設住宅入居者に対する留意事項を追加する。</p>
70 71	<p>第20節 交通応急対策計画 1 (略) 2 道路管理者<u>の</u>実施事項 (1)～(3) (略) (4) 放置車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両をいう。以下同じ。）の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者<u>は</u>は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者<u>自ら</u>車両の移動等を行うものとする。なお、県公安委員会か</p>	<p>第20節 交通応急対策計画 1 (略) 2 道路管理者<u>等</u>の実施事項 (1)～(3) (略) (4) 放置車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両をいう。以下同じ。）の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）</u>は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者<u>等</u>自ら車両の移動等を行うものとする。なお、県公安委員会か</p>	<p>○災害対策基本法の改正に伴い、港湾管理者等にも放置車両の移動に係る権限が付与されたことを記載する。（第76条の6）</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
72	<p>ら放置車両等の移動を要請された場合も同様とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <p>(1) 災害時における交通の規制等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県公安委員会は、前記アのため必要があるときは、道路管理者<u>ら</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>ら放置車両等の移動を要請された場合も同様とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <p>(1) 災害時における交通の規制等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県公安委員会は、前記アのため必要があるときは、道路管理者<u>等</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	
77	<p>第 2 3 節 消防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 相互応援協力体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、協定している他の市町長に対し応援要請を行う。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。</p> <p>(ア) <u>その災害が他の市町等</u>に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合</p> <p>(イ) <u>その災害が当市</u>の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合</p> <p>(ウ) <u>その災害を防除</u>するため、<u>他の市町村等</u>の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第 2 3 節 消防計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 相互応援協力体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、協定している他の市町長に対し応援要請を行う。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。</p> <p>(ア) <u>発災市町等において発生した災害が応援市町等</u>に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合</p> <p>(イ) <u>発災市町等</u>の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合</p> <p>(ウ) <u>発災市町等を災害から防御</u>するため、<u>応援市町等</u>の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>○県地域防災計画（共通対策の巻）の修正に合わせ、消防相互応援協定の改正に伴う修正を行う。</p>
83	<p>第 2 7 節 ボランティア活動支援計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、<u>奉仕活動を申し出た</u>ボランティア<u>団体</u>の受入体制を整備し、</p>	<p>第 2 7 節 ボランティア活動支援計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、<u>ボランティアの自主性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会</u></p>	<p>○防災基本計画の改正に伴</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供することを定めるものである。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p><u>や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら</u>ボランティアの受入体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供することを定めるものである。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>い、社会福祉協議会等との連携について記載する。</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	第1編 総 論	第1編 総 論	
12	<p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>13-1～13-3 (略)</p> <p>13-4 指定地方行政機関</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 農林水産省関東農政局 <u>(静岡支局)</u></p> <p>(略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>13-5～13-8 (略)</p>	<p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>13-1～13-3 (略)</p> <p>13-4 指定地方行政機関</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 農林水産省関東農政局 <u>(静岡県拠点)</u></p> <p>(略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>13-5～13-8 (略)</p>	○名称変更による修正
	第2編 平常時対策	第2編 平常時対策	
27	<p>第4章 地震災害予防対策の推進</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>地震動及び津波による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し、又は被害を軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。この場合、地震・津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>また、市は第4次地震被害想定をもとに策定した県の「地震・津波対策アクションプログラム2013」を踏まえ「磐田市地域目標（磐田市地震・津波対策アクションプログラム）」を策定し、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的、効果的な地震対策を進める。</p>	<p>第4章 地震災害予防対策の推進</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>地震動及び津波による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は被害を軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。この場合、地震・津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>また、市は第4次地震被害想定をもとに策定した県の「地震・津波対策アクションプログラム2013」を踏まえ「磐田市地域目標（磐田市地震・津波対策アクションプログラム）」を策定し、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的、効果的な地震対策を進める。</p>	○県地域防災計画（地震対策の巻）の修正に合わせ、表現を分かりやすくするための修正を行う。
29	<p>24-1～24-3 (略)</p> <p>24-4 建築物等の耐震対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市による耐震性の向上</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 建築主及び建築設計者等へ下記についての啓発を行う。</p> <p>ア 新築建築物</p>	<p>24-1～24-3 (略)</p> <p>24-4 建築物等の耐震対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市による耐震性の向上</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 建築主及び建築設計者等へ下記についての啓発を行う。</p> <p>ア 新築建築物</p>	○県地域防災計画（地震対策の巻）の修正に合わせ、静岡

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
37	<p>「<u>静岡県建築構造設計指針</u>」<u>「建築設備耐震設計・施工指針</u>」等による設計及び工事監理等の徹底 イ・ウ（略） (4)・(5)（略） 3～7（略） 24-5～24-10（略） 24-11 生活の確保 1～3（略） 4 医療教護 (1) 市が実施すべき事項 ア～エ（略） <u>オ 住民への献血者登録の推進を図る。</u> <u>カ 家庭救護の普及を図る。</u> (2)・(3)（略） 5～9（略） 24-12～24-18（略）</p> <p style="text-align: center;">第3編 地震防災施設緊急整備計画</p>	<p>「<u>静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）</u>」、「<u>静岡県建築構造設計指針</u>」<u>及び</u>「<u>建築設備耐震設計・施工指針</u>」等による設計及び工事監理等の徹底 イ・ウ（略） (4)・(5)（略） 3～7（略） 24-5～24-10（略） 24-11 生活の確保 1～3（略） 4 医療教護 (1) 市が実施すべき事項 ア～エ（略） <u>(削除)</u> <u>オ 家庭救護の普及を図る。</u> (2)・(3)（略） 5～9（略） 24-12～24-18（略）</p> <p style="text-align: center;">第3編 地震防災施設緊急整備計画</p>	<p>県建築基準条例の改正に伴う修正を行う。</p> <p>○県地域防災計画（地震対策の巻）の修正に合わせ、現在の実施状況に鑑みて削除する。</p>
44	<p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画 東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく、地震防災緊急事業五箇年計画を実施する。実施に当たり目標として「磐田市地域目標（磐田市地震・津波対策アクションプログラム）」を策定し、その目標に即して地震防災上緊急に整備すべき施設等について実施する。平成8年度から平成12年度までは第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までは第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画に<u>続き</u>、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画<u>を策定し、実施している。</u> 33-1～33-6（略）</p>	<p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画 東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく、地震防災緊急事業五箇年計画を実施する。実施に当たり目標として「磐田市地域目標（磐田市地震・津波対策アクションプログラム）」を策定し、その目標に即して地震防災上緊急に整備すべき施設等について実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画<u>を</u>、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に<u>続き、平成28年度から平成32年度までの第5次五箇年計画</u>を策定し、実施している。 33-1～33-6（略）</p>	<p>○県地域防災計画（地震対策の巻）の修正に合わせ、地震防災対策特別措置法に定められている「地震防災緊急事業五箇年計画」の期間延長に伴う修正を行う。</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成29年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨																
48	<p>第4章 津波避難対策緊急事業計画</p> <p>34-1 (略)</p> <p>34-2 避難路の整備</p> <p>避難場所までの避難の用に供する避難路の整備に関する具体的な目標及びその達成の期間は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th>目 標</th> <th>達成時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雁代地区</td> <td>避難路の整備事業</td> <td>1箇所</td> <td>平成29年度</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目 標	達成時期	雁代地区	避難路の整備事業	1箇所	平成29年度	<p>第4章 津波避難対策緊急事業計画</p> <p>34-1 (略)</p> <p>34-2 避難路の整備</p> <p>避難場所までの避難の用に供する避難路の整備に関する具体的な目標及びその達成の期間は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th>目 標</th> <th>達成時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雁代地区</td> <td>避難路の整備事業</td> <td>1箇所</td> <td>平成30年度</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目 標	達成時期	雁代地区	避難路の整備事業	1箇所	平成30年度	○避難路整備事業の遅延に伴い達成時期を1年延長する。
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目 標	達成時期																
雁代地区	避難路の整備事業	1箇所	平成29年度																
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目 標	達成時期																
雁代地区	避難路の整備事業	1箇所	平成30年度																
54	<p>第4編 地震防災応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>41-1～41-5 (略)</p> <p>41-6 警戒宣言発令時の防災関係機関の活動</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 農林水産省関東農政局 <u>(静岡支局)</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第4編 地震防災応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>41-1～41-5 (略)</p> <p>41-6 警戒宣言発令時の防災関係機関の活動</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 農林水産省関東農政局 <u>(静岡県拠点)</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	○名称変更による修正																
85	<p>第5編 災害応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>51-1 磐田市災害対策本部</p> <p>1 (略)</p> <p>2 組織及び所掌事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>災害対策本部の所掌事務は、資料2-05＜磐田市災害対策本部における事務分掌＞の定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。</p>	<p>第5編 災害応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>51-1 磐田市災害対策本部</p> <p>1 (略)</p> <p>2 組織及び所掌事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>災害対策本部の所掌事務は、資料2-05＜磐田市災害対策本部における事務分掌＞の定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。</p>																	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
86	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>東海地震応急対策活動要領</u>に基づく応援部隊等の受入れ</p> <p>オ～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 1 - 2 (略)</p> <p>5 1 - 3 静岡県及び防災関係機関</p> <p>1 静岡県災害対策本部西部方面本部 県災害対策本部が所掌する次に掲げる事務のうち静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部対策本部」という。）管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、県西部対策本部において対処する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「<u>東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画</u>」による応援の受入れ及び調整</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>南海トラフ地震における静岡県広域受援計画</u>に基づく応援部隊等の受入れ</p> <p>オ～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 1 - 2 (略)</p> <p>5 1 - 3 静岡県及び防災関係機関</p> <p>1 静岡県災害対策本部西部方面本部 県災害対策本部が所掌する次に掲げる事務のうち静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部対策本部」という。）管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、県西部対策本部において対処する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「<u>南海トラフ地震における静岡県広域受援計画</u>」による応援の受入れ及び調整</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>○県地域防災計画（地震対策の巻）の修正に合わせ、新たな広域受援計画の策定に伴う修正を行う。（以下同じ）</p>
87	<p>(4) 農林水産省関東農政局 <u>（静岡支局）</u> (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(4) 農林水産省関東農政局 <u>（静岡県拠点）</u> (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>○名称変更による修正</p>
89	<p>4 指定公共機関</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 中部電力株式会社（磐田営業所、掛川電力所）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ <u>等</u>を利用しての広報</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第7章 避難活動</p> <p>5 7 - 1 (略)</p> <p>5 7 - 2 避難所の開設及び避難生活</p>	<p>(8) 中部電力株式会社（磐田営業所、掛川電力所）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、<u>インターネットホームページ</u>等を利用しての広報</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第7章 避難活動</p> <p>5 7 - 1 (略)</p> <p>5 7 - 2 避難所の開設及び避難生活</p>	<p>○県地域防災計画（地震対策の巻）の修正に合わせ、電子通信設備の実情に沿った内容に修正する。</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
107	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設及び避難生活</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>福祉避難所、2 次的避難所</u></p> <p><u>市は、要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。また、市は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援にあたる人材の確保に努めるものとする。</u>指定福祉避難所は、資料 17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <p><u>なお、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受入れるため、県が指定する避難所への受入れを知事に要請する。この避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2 次的避難所</u>である。</p> <p>(4) 設置期間 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所の開設及び避難生活</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>福祉避難所</u></p> <p><u>ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。</u>指定福祉避難所は、資料 17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <p><u>イ 市は、避難行動要支援者の要配慮特性に応じ、すべての避難行動要支援者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</u></p> <p><u>ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>エ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</u></p> <p><u>オ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</u></p> <p>(4) <u>2 次的避難所</u></p> <p><u>ア 2 次的避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を、原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</u></p> <p><u>イ 市及び県は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</u></p> <p><u>ウ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</u></p> <p>(5) 設置期間 (略)</p>	<p>○県地域防災計画（共通対策の巻）の修正に合わせ、福祉避難所と2 次的避難所の定義を明確にするとともに、その指定や確保等に関する内容を記載する。（一般災害対策編との整合）</p> <p>○見出し記号の繰り下げ</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
115	<p>3 磐田市 (1)～(5) (略) <u>(6) 輸血用血液の確保について必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。</u> (7) 市長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師及び医療従事者が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 ア～ウ (略) (8) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p> <p>4 (略) 5 1 0 - 5 ~ 5 1 0 - 1 2 (略)</p>	<p>3 磐田市 (1)～(5) (略) <u>(削除)</u> (6) 市長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師及び医療従事者が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 ア～ウ (略) (7) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p> <p>4 (略) 5 1 0 - 5 ~ 5 1 0 - 1 2 (略)</p>	<p>○県地域防災計画（地震対策の巻）の修正に合わせ、現在の実施状況に鑑みて削除する。 ○見出し記号の繰り上げ</p>
126	<p>第 1 4 節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 5 1 4 - 1 電力（中部電力株式会社） 1 (略) 2 電力が不足する場合は、<u>他電力会社へ電力の緊急融通を依頼し</u>、電力供給の確保に<u>努める。</u> 3～5 (略) 5 1 4 - 2 ~ 5 1 4 - 8 (略)</p>	<p>第 1 4 節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 5 1 4 - 1 電力（中部電力株式会社） 1 (略) 2 電力が不足する場合は、<u>電力広域的運営推進機関と協調し</u>、電力供給の確保に<u>努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。</u> 3～5 (略) 5 1 4 - 2 ~ 5 1 4 - 8 (略)</p>	<p>○県地域防災計画（地震対策の巻）の修正に合わせ、運用の見直しによる修正を行う。</p>
<p>第 6 編 復旧・復興対策</p>			
131	<p>第 1 章 防砂関係機関の活動 6 1 - 1 ~ 6 1 - 3 (略) 6 1 - 4 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (1)～(3) (略) (4) 農林水産省関東農政局 <u>(静岡支局)</u> (略) (5)～(8) (略) 2・3 (略)</p>	<p>第 1 章 防砂関係機関の活動 6 1 - 1 ~ 6 1 - 3 (略) 6 1 - 4 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (1)～(3) (略) (4) 農林水産省関東農政局 <u>(静岡県拠点)</u> (略) (5)～(8) (略) 2・3 (略)</p>	<p>○名称変更による修正</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>1 第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）及び原子力事業所（原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。以下同じ。）外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の不安を解消するとともに、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第 2 節 計画の性格 1・2 （略）</p> <p>1 3 計画の修正 (1) この計画は、原子力災害の対策に関する状況の変化に対応するため、必要があると認める場合には、これを修正するものとする。 なお、修正に際しては、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（平成 28 年 3 月 1 日部分改正）</u>を遵守するものとする。 (2) （略）</p> <p>第 7 節 原子力災害対策を実施する地域等 1 （略）</p> <p>5 2 原子力災害対策重点区域</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）及び原子力事業所（原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。以下同じ。）外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の不安を解消するとともに、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p><u>また、県、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町と中部電力株式会社との間で締結している浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から浜岡原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響の確認に努める。</u></p> <p>第 2 節 計画の性格 1・2 （略）</p> <p>3 計画の修正 (1) この計画は、原子力災害の対策に関する状況の変化に対応するため、必要があると認める場合には、これを修正するものとする。 なお、修正に際しては、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（平成 29 年 7 月 5 日全部改正）</u>を遵守するものとする。 (2) （略）</p> <p>第 7 節 原子力災害対策を実施する地域等 1 （略）</p> <p>2 原子力災害対策重点区域</p>	<p>○県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の修正に合わせ、平成 28 年 7 月 8 日締結の県・周辺市町・中部電力㈱の協定を反映させる。</p> <p>○原子力災害対策指針の最新版の改正日に修正する。</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
5	<p>(1) 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策重点区域（重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域をいう。）の範囲については、原子力災害対策指針において示されている次に掲げる区域の目安を踏まえ、実施すべき対策に応じた地域の範囲を定める。</p> <p>ア 予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone） 原子力事業所から概ね半径 5 km の範囲</p> <p>イ 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action planning Zone） 原子力事業所から概ね半径 31 km の範囲（原子力災害対策指針では概ね半径 30 km としているが、静岡県においては放射性物質の拡散予測から 31 km としている。）</p> <p>(2) 本市においては予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）に該当する地域はないが、緊急時防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）に該当する地域があることから、地勢等地域に固有の自然的、社会的状況等を勘案し、本市において原子力災害対策を重点的に充実すべき地域をその全部又は一部が U P Z に含まれる自治区とし、具体的には、資料 5-01<原子力災害対策を重点的に実施すべき自治区>のとおりである。</p> <p>なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む自治区の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。</p> <p>第 8 節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1 (略)</p> <p>2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 市は、<u>環境へ</u>放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、原子力災害対策指針で定める防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</p> <p>第 9 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 1～5 (略)</p> <p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p>	<p>(1) 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策重点区域（重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域をいう。）の範囲については、原子力災害対策指針において示されている次に掲げる区域の目安を踏まえ、実施すべき対策に応じた地域の範囲を定める。</p> <p>ア 予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone） 原子力事業所から概ね半径 5 km の範囲</p> <p>イ 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action planning Zone） 原子力事業所から概ね半径 31 km の範囲（原子力災害対策指針では概ね半径 30 km としているが、静岡県においては放射性物質の拡散予測から 31 km としている。）</p> <p>(2) 本市においては予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）に該当する地域はないが、緊急防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）に該当する地域があることから、地勢等地域に固有の自然的、社会的状況等を勘案し、本市において原子力災害対策を重点的に充実すべき地域をその全部又は一部が U P Z に含まれる自治区とし、具体的には、資料 5-01<原子力災害対策を重点的に実施すべき自治区>のとおりである。</p> <p>なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む自治区の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。</p> <p>第 8 節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1 (略)</p> <p>2 放射性物質が<u>通常</u>放出された場合の防護措置の実施 市は、<u>通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で</u>放射性物質が<u>通常</u>放出された場合には、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、原子力災害対策指針で定める防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</p> <p>第 9 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 1～5 (略)</p> <p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p>	<p>○原子力災害対策指針の改正に伴う修正（「時」を削除）</p> <p>○原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
9	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 ア・イ (略) ウ <u>原子力災害医療に係る医療チーム</u>の派遣</p> <p>7・8 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策</p>	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構_____ ア・イ (略) ウ <u>原子力災害医療派遣チーム</u>の派遣</p> <p>7・8 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策</p>	<p>○開発機構から修正意見あり。「放射線医学総合研究所」を削除</p> <p>○防災基本計画の改正に伴う名称の修正</p>
16	<p>第 6 節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>市は、原子力緊急事態宣言発出後は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の原子力災害現地災害対策本部（以下「現地対策本部」という。）、県及び関係市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域に実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4～13 (略)</p>	<p>第 6 節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>市は、原子力緊急事態宣言発出後は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の原子力災害現地災害対策本部（以下「現地対策本部」という。）、県及び関係市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構_____、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域に実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4～13 (略)</p>	<p>○開発機構から修正意見あり。「放射線医学総合研究所」を削除</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
20	<p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 住民等の避難状況の確認体制の整備 市は、屋内退避又は避難の勧告又は指示 _____ 等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。 なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意するものとする。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 住民等の避難状況の確認体制の整備 市は、屋内退避又は避難の勧告又は指示 <u>(具体的な避難経路、避難先を含む。)</u> 等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。 なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意するものとする。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>○防災基本計画の改正に伴う修正（分かりやすい避難行動の伝達）</p>
22	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 専門家の移送体制の整備 市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構<u>放射線医学総合研究所</u>、指定公共機関等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の活動場所等への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や利用手続き、空港等から活動場所等までの先導体制等）について、県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 専門家の移送体制の整備 市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 _____、指定公共機関等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の活動場所等への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や利用手続き、空港等から活動場所等までの先導体制等）について、県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>○開発機構から修正意見あり。「放射線医学総合研究所」を削除</p>
<p>第3章 緊急事態応急対策</p>			
33	<p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 屋内退避等の実施 市は、原子力発電所における全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合で、次のいずれかに該当したときは、市域のUPZ内の住民等に屋内退避の実施やOILに基づく防護措置（資料5-06<OILと防護措置について>）の準備を行うよう勧告又は指示 _____ 等を実施するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意</p>	<p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 屋内退避等の実施 市は、原子力発電所における全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合で、次のいずれかに該当したときは、市域のUPZ内の住民等に屋内退避の実施やOILに基づく防護措置（資料5-06<OILと防護措置について>）の準備を行うよう勧告又は指示 <u>(具体的な避難経路、避難先を含む。)</u> 等を実施するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意</p>	<p>○防災基本計画の改正に伴う修正（分かりやすい避難行</p>

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（平成 29 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
34	<p>喚起を行うものとする。 ア・イ （略）</p> <p>(3) 避難の勧告又は指示の連絡等 市は、原子力発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は、地域のUPZ内の住民等に対する屋内退避若しくは避難の勧告又は指示 _____ の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。 ア・イ （略）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4)</u> 指示案に対する意見 (略)</p> <p><u>(5)</u> 住民等に対する情報の提供 (略)</p> <p><u>(6)</u> 避難状況の確認等 (略)</p> <p><u>(7)</u> 広域避難 (略)</p> <p><u>(8)</u> 家庭動物の同行避難 (略)</p> <p>2～10 （略）</p>	<p>喚起を行うものとする。 ア・イ （略）</p> <p>(3) 避難の勧告又は指示の連絡等 市は、原子力発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は、地域のUPZ内の住民等に対する屋内退避若しくは避難の勧告又は指示 <u>(具体的な避難経路、避難先を含む。)</u> の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。 ア・イ （略）</p> <p><u>(4) 避難の指示の代行</u> <u>県は、災害対策基本法第 60 条第 6 項の規定に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市は、県と緊密な連携を行うものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> 指示案に対する意見 (略)</p> <p><u>(6)</u> 住民等に対する情報の提供 (略)</p> <p><u>(7)</u> 避難状況の確認等 (略)</p> <p><u>(8)</u> 広域避難 (略)</p> <p><u>(9)</u> 家庭動物の同行避難 (略)</p> <p>2～10 （略）</p>	<p>動の伝達)</p> <p>○防災基本計画の改正に伴う修正(分かりやすい避難行動の伝達)</p> <p>○防災基本計画の改正に伴い、屋内退避指示が出ている中で、自然災害による緊急避難を要するときに、県独自の判断で避難指示を行うことができることを記載する。</p> <p>○見出し記号の繰り下げ</p>